

意見書案第15号

ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年11月28日 提出

牛久市議会議長 小松崎伸 殿

提出者 伊藤知子  
賛成者 鈴木勝利

## ひきこもり支援基本法の制定を求める意見書（案）

内閣府が2023年3月に公表した「子ども・若者の意識と生活に関する調査」によると、ひきこもり状態にある人は、15歳から64歳までの年齢層の約2%、146万人に及ぶと推計されており、幅広い世代のニーズに対応した支援が求められている。

また、KHIJ全国ひきこもり家族会連合会の調査などによると、ひきこもり状態の人のうち40代と50代が全体の4割を占めているほか、ひきこもり期間が10年以上となるケースが最も多いなど、ひきこもりの高齢化や長期化が進んでおり、80代の親が50代の子を支える、いわゆる「8050問題」をはじめ大きな社会問題となっている。

ひきこもり支援に關係した法整備については、2010年に施行された「子ども・若者育成支援推進法」があるが、対象が40歳未満という若者世代に限られており、また2015年に施行された「生活困窮者自立支援法」は対象を「現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に限定していることから、それぞれの法の隙間で支援を受けることができないケースが生じている現状がある。

また国においては、ひきこもり支援の核として、2022年度から、相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を開始したもの、実施は一部の市町村にとどまっている。

このような状況を踏まえ、ひきこもり状態にあるすべての世代の人を支援対象とするとともに、必要な施策や支援体制等を明文化し、ひきこもりの人が全国どこでも必要な支援を受けられるよう国に対して、ひきこもり支援基本法の制定を強く要望する。

下記にその要望の基本を提示する。

### 記

- 一、ひきこもり状態にある当事者、それを抱える家族に対して、ニーズに応えた寄り添い型の支援体制を整えること。
- 一、「子ども・若者育成支援推進法」「生活困窮者自立支援法」を柔軟に運用し、ひきこもり状態の人への具体的な支援が届くようにすること。
- 一、当面、厚生労働省の「引きこもり支援推進事業」を全国の自治体が法的義務として受け止め、取り組めるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

牛久市議会